

千駄木サッカークラブ会則

(総則)

第1条 この会則は、千駄木サッカークラブ(通称 ラスカル千駄木)に関することを定める。

第2条 ラスカル千駄木の運営は、会員及び会員の保護者の主体性を前提とし、会員の保護者が運営にあたる。
運営に際して会員の保護者は平等の権利と義務を有す。

第3条 本会の所在地は代表宅とする。

第4条 本会の設立年月日は1995年11月1日とする。

(目的)

第5条 ラスカル千駄木は、千駄木地区の幼稚園から中学校までを対象とし、サッカーを通して成長期にある幼児、児童、生徒の心身の健全な育成に資することを主目的とし、同時に親子並びに学年を越えたふれあいの場を提供することにより、地域密着型の新しいコミュニティの創成を目指す。

(活動)

第6条 ラスカル千駄木は、前条の目的を達成する為、次の活動を行なう。

- 1) 定例サッカー練習
- 2) 交流試合
- 3) 夏期合宿
- 4) 親子サッカー大会
- 5) その他、目的達成に必要な活動

活動においては、育成指導または問題解決のために、体罰、暴言、脅迫、威圧等の暴力的行為は行なわない。

(会員資格)

第7条 ラスカル千駄木への入会は、本人の入会の意志並びに保護者の同意のあること及び心身ともに良好であることを条件とし、役員の上承のあった翌月より入会することとする。

第8条 ラスカル千駄木からの退会は、本人または保護者の意志により役員へ届け出た翌月より効力を生ずる。

第9条 会員は、次の事項に該当するときには除名とする。

- 1) 会費の4ヶ月を越える滞納
- 2) ラスカル千駄木の名誉を傷つける行為のあったとき
- 3) 学業の著しい不振
- 4) 会員の保護者が本会則に反する活動を行ったとき、又は、会員の保護者として相応しくない行為があったとき
- 5) その他、運営委員会において除名が相当であると判断したとき

(役員及び運営委員)

第10条 ラスカル千駄木には、役員として代表1名、会長1名、副会長3名、監督1名、会計2名、会計監査1名、運営委員複数名を置く。

第11条 代表は、対外的な案件においてラスカル千駄木を代表する。会長は、ラスカル千駄木の会務を統括する。運営委員は、コーチ、学年世話役として、会務を処理する。役員および運営委員の代表者により開かれる運営会議に於いて重要事項の決議を行う場合がある。

2項 重要事項の処理のために開催される運営会議においては、代表1票、会長1票、副会長(3名で)1票、監督1票、会計役(3名で)1票、RSC(ラスカルサポーターティングクラブ全体で)1票、(中学生を含めた)各学年世話役各1票、各学年コーチ各1票の計21票の議決権を有する。

会則第9条に当たるような重要案件の決議には全体の3分の2以上の同意を必要とする。

第12条 会長以下運営委員の任期は選任の時より1ヶ年とし、総会にて選出する。

(会費)

第13条 会員は入会申込書に記載された会費を納めなければならない。

第14条 会計報告は年1回とし、総会で報告するものとする。

(保護者の責任及び役割)

第15条 練習又は試合(含往復に要する道程)に伴う、障害や事故についてはスポーツ保険以外には当会はいかなる責任も負わないものとする。

第16条 保護者は、当会を円滑運営する為に協力・援助するものとする。

(会則の変更)

第17条 この会則は、当会の成長により適合しないと判断した場合には、会則の主旨にのっとり、変更することがある。

(その他)

第18条 会員は「入会のご案内」を誠実に遵守する。

(付則)

1. この会則は、1996年4月1日より施行する。

会則変更履歴

(1999.5.1)

1. (旧)第6条・・・(新)「代表」を「会長」に変更
2. (旧)第8条・・・(新)第10条「代表1名、会計1名」を「会長1名、副会長2名、監督1名、会計2名、会計監査1名」に変更
3. (旧)第9条・・・(新)第11条「代表は」を「会長は」に変更
4. (旧)第10条・・・(新)第12条「役員の任期は」を「会長以下運営委員の任期は」に改定

(2001.4.21)

1. (旧)第3条…(新)第5条 「幼稚園から小学校」を「幼稚園から中学校」に変更
「幼児、児童」を「幼児、児童、生徒」に変更
2. (旧)第6条…(新)第8条 「小学校卒業の際には自動的に退会とする」を削除
3. (旧)第8条…(新)第10条 「会計2名」を「会計3名」に変更
4. (旧)第11条 「会費は月額1,500 円」を「会費は幼稚園から小学2 年生まで 及び中学生は月額1,500 円、
小学3年生から6 年生までは月額2,000 円とする」に改定

(2004、4.18)

1. (旧)第11条 「会費は幼稚園から小学2年生まで及び中学生は月額1,500 円、小学3年生から6年生までは
月額2,000円とする。」を「会費は幼稚園から小学6年生まで月額2,000 円、中学生及び
16歳以上女子は月額500円とする。但し、兄弟在籍の場合2人目以降は月額1,000円とする。」に改定

(2009、4.12)

1. (旧)第8条…(新)第10条 「副会長2名」を「副会長3名」に改訂
2. (旧)第11条 「会費は幼稚園から小学6年生まで月額2,000 円、中学生及び16 歳以上女子は月額500 円とする。
但し、兄弟在籍の場合2人目以降は月額1,000 円とする。
入会金は2,000 円とする。」を「会費は幼稚園から小学6年生まで月額2,000 円。
但し兄弟在籍の場合2 人目以降は月額1,000 円(以下、兄弟割引と呼称)とする。
中学生及び16 歳以上女子は月額500円とするが、兄弟割引の適用対象外とする。
入会金は兄弟の有無にかかわらず一律で1人2,000円とする。」に改訂

3. (旧)第16条…(新)第18条を新設

(2016、11. 13)

1. (旧)第4条…(新)第6条、「暴力的行為を行わない」宣言を追加
2. (旧)第7条(4) …(新)第7条(4)、会員の保護者要件を明文化
3. (旧)第8条…(新)第10条、「代表1 名」を追加
4. (旧)第9条…(新)第11条、代表の役割、及び運営会議決議を追記
5. (旧)第 11 条、会費の明細を削除(入会申込書に記載済)

(2019.10.20)

1. 第 3、4 条、11 条 2 項を新設

以上